

## 2025 年度一般奨学生(春季採用)募集要項

### 1. 趣旨

公益財団法人ロッテ財団（以下本財団という）は、日本の大学または大学院等で学ぶ主としてアジア諸国からの留学生のうち志操堅実・学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して支援を行い、もって、諸国間の友好親善、国際交流及び人材の育成に寄与することを目的とします。

### 2. 特徴

本財団の奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

### 3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、主としてアジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院の正規課程に在学する者
- (3) 最短修業年限までの支給期間が1年以上見込まれる者
- (4) 2025年4月1日現在で35歳以下の者
- (5) 在留資格「留学」を有する者
- (6) 修学のために経済的援助を必要とする者で、2024年度に他の奨学金及び多額の収入を得る予定のない者（他の奨学金との併給は認めない）
- (7) 配偶者がいる場合、配偶者の年収が500万円未満であること
- (8) 学業、人物ともに優秀である者。現在もしくは1学年下の学業成績が、在学する（していた）大学の基準でGPA 3以上であること。
- (9) 日本語による意思伝達が可能である者（日本語能力試験N1取得程度）
- (10) 国際理解と国際間の友好親善に積極的に協力する者
- (11) 本財団の奨学生交流会(年4回程度を予定、うち1回は宿泊を伴う研修旅行)に出席できる者
- (12) 本人の状況確認の為、年数回の本財団事務局との面談に応じることのできる者

### 4. 採用予定人員 16名程度

### 5. 奨学金の額、支給期間・方法、支給期間の延長

- (1) 支給金額 一人当たり年額216万円（月額18万円）

- (2) 支給期間

原則として、2025年4月1日から最長2年間とします。なお、応募の時点で各課程の最終学年に在籍する者は、選考面接日時点で、上級の課程（学部から博士前期課程又は、博士前期課程から博士後期課程）に進学することが決定していることが条件となります。

### (3) 支給方法

奨学金は原則として、毎月 28 日（当日が銀行の休日となる場合は前営業日）に財団が指定する金融機関の本人名義の口座に入金されます。

なお、第 1 回目の奨学金は、2025 年 4 月 28 日に入金されます。

### (4) 支給期間の延長

支給期間の最終年度に限り、1 年間を限度として支給期間延長を申請できます。但し、延長期間は正規修業期間内とします。

（なお、選考委員による面接等の審査を経て合否が決定されます）

## 6. 奨学金の支給停止又は打ち切り

奨学生がロッテ財団奨学生としての義務を履行しなかったとき、又は奨学金を本来の目的に使用しなかったとき等の他、下記事項等に該当する場合、原則として、その事由の発生した月の翌月から奨学金の支給を停止（支給の再開もある）又は打ち切ることがあります。

### (1) 奨学金の支給停止

- ① 理由なく 1 ヶ月以上にわたり、連絡がとれなかった時
- ② 在籍する大学の学則で定められた長期休業期間以外に、あらかじめ届け出て 1 ヶ月以上日本を離れる時。この場合は、離日の翌月から奨学金の支給を停止し、帰国後本人からの申請があれば支給を再開する。
- ③ 1 ヶ月以上の病欠、理由のない長期欠席等により学業に支障がでる時
- ④ 本財団奨学生としての義務（交流会への出席、各種届出・報告事項の提出等）を果たさなかった時
- ⑤ その他、財団で奨学金の支給停止について相当と判断した時

### (2) 奨学金の打ち切り

- ① 募集対象校以外へ転学した時
- ② 学業成績又は素行が甚だ不良の時
- ③ 留年した時、又は、卒業あるいは修了延期の恐れが生じた時
- ④ 留学生としての資格を失った時
- ⑤ 学則により処分を受けた時（軽微なものを除く）
- ⑥ 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見された時
- ⑦ 奨学金の一部又は全部を本来の奨学金の用途以外に使用した時
- ⑧ 配偶者がいる場合、その年収が 500 万円以上となった時
- ⑨ 奨学金を必要としない理由が生じた時
- ⑩ 本財団の目的に反する言動をおこなった時
- ⑪ 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけた時
- ⑫ その他、支給停止の事由が度重なる場合等、財団で奨学金の打ち切りについて相当と判断した時

## 7. 募集方法

本財団が募集対象校とする大学等を通じて募集します。

## 8. 応募の手続

以下の書類を揃え、在学する大学の留学生事務担当窓口に提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式、自筆にて）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 本人申告書（所定の様式）  
日本留学の目的・将来希望する進路については、財団指定のテキストデータ（10）にて提出
- (4) 在学証明書 修士課程または博士課程に進学する者は合格を証明する文書（大学の発行する合格通知書またはその写し）
- (5) 在留カードの写し
- (6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前課程のもの。
- (7) 推薦状：学部長又は指導教員等によるもの。用紙は、A4 サイズで1頁。
- (8) 日本語能力試験に合格している者は「合否結果通知書」（得点表記）の写し。日本語能力試験未受験の者は、指導教員等による、N1 相当であることを保証する文書。
- (9) 配偶者がいる場合には、配偶者の収入を証明する公的文書等の写し
- (10) 本財団が指定する項目のテキストデータ

なお、大学の事務局は、推薦状を開封し、以下の書類を 2024年12月26日（木） までに、本財団事務局まで電子メールに添付し、提出してください。

- ① (1)から(9)までの書類の Pdf データ
- ② (2)、(3)および(10)の Excel データ

## 9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者のうち書類審査を通過した者について、本財団に設置する奨学生選考委員会の選考面接を経て、理事長が奨学生を決定します。

(注) 書類選考を通過した者には、2025年1月23日までに電子メールにて大学事務局宛に面接の詳細連絡をいたします。

面接は 2025年1月29日（水） に東京都内にて 実施（時間・場所等は後日、大学事務局宛に電子メールにて連絡、財団の都合でオンラインに変更になることもあります） 致しますので、書類審査を通過した申請者は必ず面接を受けて下さい。面接に来られない場合は不採用となります。

- (2) 採用決定者については 2025年2月6日までに大学事務局に通知します。

## 10. 個人情報の取り扱い

奨学金への応募に際して本財団にご提供いただいた氏名、住所、メールアドレスその他の個人情報は、以下の目的のために利用します。

- (1) 奨学生選考の実施（出願処理、審査等）

